

第4回智頭町議会定例会会議録

令和4年12月6日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第94号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第 5. 議案第95号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第96号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第97号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8. 議案第98号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第99号 智頭町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10. 議案第100号 智頭町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第11. 議案第101号 智頭町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第12. 議案第102号 智頭町農業集落排水施設整備基金条例の一部改正について
- 第13. 議案第103号 智頭町下水道施設整備基金条例の一部改正について
- 第14. 議案第104号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第105号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第16. 議案第106号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第107号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第108号 智頭町農業集落排水事業特別会計条例の廃止について

- 第 19. 議案第109号 智頭町簡易水道事業特別会計条例の廃止について
- 第 20. 議案第110号 智頭町公共下水道事業特別会計条例の廃止について
- 第 21. 議案第111号 工事請負契約の締結についての一部変更について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第94号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第 5. 議案第95号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第96号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第97号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 8. 議案第98号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第99号 智頭町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10. 議案第100号 智頭町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第11. 議案第101号 智頭町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第12. 議案第102号 智頭町農業集落排水施設整備基金条例の一部改正について
- 第13. 議案第103号 智頭町下水道施設整備基金条例の一部改正について
- 第14. 議案第104号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第105号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第16. 議案第106号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第17. 議案第107号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第18. 議案第108号 智頭町農業集落排水事業特別会計条例の廃止について

第19. 議案第109号 智頭町簡易水道事業特別会計条例の廃止について

第20. 議案第110号 智頭町公共下水道事業特別会計条例の廃止について

第21. 議案第111号 工事請負契約の締結についての一部変更について

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 仲井 莖	3番 岡田 光弘
5番 宮本 行雄	6番 田中 賢
7番 谷口 翔馬	8番 波多 恵理子
9番 安道 泰治	10番 大河原 昭洋
11番 河村 仁志	12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（2名）

2番 西尾 寿樹	4番 藤田 浩祐
----------	----------

1. 会議に出席した説明員（15名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	江 口 礼 子
総 務 課 参 事	川 本 均
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子
書記 寺谷圭祐

開会 午前10時30分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、波多恵理子議員、9番、安道泰治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和4年10月分から令和4年11月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果については、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、11月29日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第94号から日程第21．議案第111号まで 18案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第94号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第9号）から、日程21、議案第111号 工事請負契約の締結についての一部変更についてまでの18議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第4回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご参集いただき、誠にありがとうございます。本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第94号から議案第98号までは、補正予算についてです。

まず、議案第94号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第9号）について、主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、法規追録に係る消耗品費の増額を、財政管理費では、財務会計システム改修に要する経費を措置をしています。

まちづくり推進費の水力発電周辺地域整備事業では、事業確定に伴う事業費の組み替えを、移住定住促進事業では、空き家再生住宅の修繕に要する経費を、地域情報化推進事業では、IRUスポット保守の増加に伴う手数料の増額をそれぞれ措置しています。

徴税費の賦課徴収費では、預貯金照会に係る手数料の増額を、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード記載事項変更用印字プリンター購入費を、それぞれ措置しています。

民生費の社会福祉費、障害福祉費では、社会参加促進事業給付費及び特別障害者手当等の増額を、老人福祉費では、老人保護措置費及び介護保険事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

児童福祉費の子育て推進事務費では、公用車の修繕に要する経費を、母子父子福祉費では、母子生活支援施設入所扶助費の増額をそれぞれ措置しています。

衛生費の母子衛生費では、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援及び経済的支援と一体的実施が決定した出産・子育て応援交付金を措置しています。

清掃費の清掃総務費では、猫不妊去勢手術助成補助金の増額を、じん芥処理費では、可燃ごみ搬入場所の変更に伴う委託料の増額をそれぞれ措置しています。

農林水産業費の農業振興費、鳥獣等被害防止事業では、鳥獣被害防止事業の前倒し実施に伴う補助金の増額を、地域農業振興プラン支援事業では、担い手規模拡大促進事業補助金の対象面積の増に伴う増額をそれぞれ措置しています。

地籍調査事業では、県補助金の確定に伴う財源の組み替えを、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

林道費の林道維持管理事業では、県関連事業の実績に伴う治山林道協会負担金の増額を措置しています。

土木費の社会資本整備総合交付金事業では、配分額確定に伴う事業費の組み替えを措置しています。

消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所の排水施設接続変更に伴う経費を、防災費では、防災無線取り付けに係る手数料及び通信運搬費の増額をそれぞれ措置しています。

教育費の智頭中学校管理事業では、身長体重計の購入に要する経費を措置をしています。

文化財保護事業では、文化的景観整備に係る記録保存業務委託料の増額を、町成人式費では、成人式委託料の増額を、遺跡発掘事業では、消耗品費の増額を、中央公民館管理事業では、総合センター大集会室の滑り止め金具の修繕料のほか中会議室エアコンの取替えに要する経費を、地区公民館費では、山形第一公民館の雨漏りによる修繕料の増額をそれぞれ措置しています。

体育施設管理費では、温水プールの空調工事に伴う休業補償に係る費用を措置しています。

その他、各費目にわたって、燃料費、光熱水費の価格高騰に伴う所要額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、5,532万4,000円の増額であり、補正後の予算総額は、69億5,320万6,000円となります。

議案第95号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第96号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）では、ともに光熱水費の価格高騰に伴う所要額を措置しています。

議案第97号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）では、総務費の認定等調査費で、主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料の増額を、保険給付費では、介護サービス費、介護予防サービス費、高額サービス費の増額などをそれぞれ措置しています。

議案第98号 智頭町病院事業会計補正予算（第3号）については、収益的収支の医業費用で、鳥取県のコロナ対応の検査事業補助金を充当し、感染症拡大に伴う検査依頼の急増に対応するための検査試薬等の調達に要する経費を措置しています。また、電力料金及び燃料費の高騰を受け経費を増額するとともに、令和2年度鳥取県医療施設等整備費補助金の確定に伴う返還金を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第99号 智頭町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例を整備するものです。

議案第100号から第106号及び議案第108号から第110号については、平成31年1月の総務大臣通知により、人口3万人未満の市町村は、令和5年度末までに下水道事業及び簡易水道事業を公営企業会計へ移行するよう要請があり、それぞれ公営企業会計に移行することに伴い、関係条例を整備するものです。

議案107号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、公共下水道事業、農業集落排水事業及び簡易水道事業会計の財務適用化に併せて管理者表記の変更を行うものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第111号 工事請負契約の締結についての一部変更については、令和4年8月12日議決の旧那岐小学校改修工事請負契約について、契約金額を変更するものであります。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第94号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第94号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第9号）。

歳入歳出の総額に5,532万4,000円を増額し、それぞれ69億5,320万6,000円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和4年度12月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

それでは、補正予算書11ページの総務費から説明させていただきます。概要は1ページです。

総務費の一般管理費では、法規追録に係る消耗品費の増額を、財政管理費では、決算統計に対応するための財務会計システム改修の増額を、財産管理費及び公共

施設管理事業では、光熱水費の増額をそれぞれ措置しています。

まちづくり推進費の水力発電周辺地域整備事業では、事業確定に伴う事業費の組み替えを、移住定住促進事業では、空き家再生住宅の修繕に要する経費を、地域情報化推進事業では、IRUスポット保守の増加に伴う手数料の増額をそれぞれ措置しています。

賦課徴収費では、預貯金照会に係る手数料の増額を、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード記載事項変更用印字プリンター購入費をそれぞれ措置しています。

12ページの民生費、障害福祉費では、社会参加促進事業給付費及び特別障害者手当等の増額を、老人福祉費では、老人保護措置費及び介護保険事業特別会計繰出金の増額を、社会福祉施設費の隣保館運営費では、光熱水費の増額をそれぞれ措置しています。

子育て支援推進費の子育て推進事務では、庁用車修繕料の増額を、子育て支援センターでは、光熱水費の増額を、放課後児童クラブでは、光熱水費及び下水道使用料の増額をそれぞれ措置しています。

保育園費のうち保育園事務費では、光熱水費の増額を、母子父子生活支援事業の母子父子生活支援事業では、母子生活支援施設入所扶助費の増額を、補正予算概要2ページの児童館費、久志谷児童館費及び本折児童館費では、燃料費、光熱水費の増額をそれぞれ措置しています。

13ページの生活保護総務費、生活困窮者自立相談支援事業では、補助金確定により、財源の組み替えを措置しています。

衛生費の母子衛生費の妊婦等保健相談事業では、妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援及び経済的支援と一体的実施が決定した出産・子育て応援交付金を措置しています。

保健センター管理事業では、燃料費、光熱水費の増額を、清掃費の清掃総務費では、猫不妊去勢手術助成補助金の増額を、じん芥処理費では、可燃ごみ搬入場所の変更に伴う委託料の増額をそれぞれ措置しています。

次に、農林水産業費であります。

農業振興費の鳥獣等被害防止事業では、鳥獣被害防止事業の前倒し実施に伴う補助金の増額を、地域農業振興プラン支援事業では、担い手規模拡大促進事業補助金の対象面積の増に伴う増額をそれぞれ措置しています。

14ページの地籍調査事業では、県補助金の確定に伴う財源の組み替えを、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

林業振興事業費の森林セラピー事業では、光熱水費の増額を、林道費の林道維持管理事業では、県関連事業の実績に伴う治山林道協会負担金の増額をそれぞれ措置しています。

15ページの土木費、道路維持費の道路維持事業では、道路照明などの光熱水費の増額を、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業では、配分額確定に伴う事業費の組み替えを、都市計画総務費では、愛宕公園の光熱水費の増額をそれぞれ措置しています。

次に、消防費であります。

常備消防費では、八頭消防署智頭出張所の排水施設接続変更に伴う経費を、防災費では、警報発令時の配備態勢に係る時間外勤務手当の増額、防災無線取付けに係る手数料及び通信運搬費の増額をそれぞれ措置しています。

次に、教育費であります。

予算書15ページ、補正予算概要3ページの事務局費のマイクロバス管理費では、燃料費の増額を、学校管理費の智頭小学校管理事業では、燃料費及び光熱水費の増額を、智頭中学校管理事業では、燃料費及び光熱水費のほか、身長体重計の購入に要する経費をそれぞれ措置をしています。

社会教育総務費の文化財保護事業では、文化的景観整備に係る記録保存業務委託料などの増額を、町成人式費では、成人式委託料の増額などを、遺跡発掘事業では、消耗品費の増額を、中央公民館費の中央公民館管理事業では、総合センター大集会室の滑り止め金具の修繕料のほか、中会議室エアコンの取替えに要する経費を、予算書16ページ、地区公民館費では、山形第一公民館の雨漏りによる修繕料の増額を、社会教育施設費では、久志谷集会所の光熱水費の増額を、図書館費でも、光熱水費の増額をそれぞれ措置をしています。

学校給食費では、燃料費及び光熱水費の増額を、体育施設管理費では、温水プールの空調工事に伴う休業補償に係る費用などを措置しています。

以上、合計5,532万4,000円の増額補正となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、地方交付税、使用料及び手数料、国庫補助金、県補助金などの国、県支出金のほか、雑入をもって措置してお

ります。なお、町債については、臨時財政対策債の発行額確定により、借入額の調整を行っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、債務負担行為並びに地方債の3区分に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 先ほど総務課長から説明がありました歳入の臨時財政対策債9,860万円の減額調整がしてあるうちゅうことですが、何が原因で減額というか調整してあるのかちょっと理由を教えてくださいませんか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） この臨時財政対策債につきましては、当初、発行見込み額を、そこにありますようにしておりましたが、配分額が今年度、都道府県、市町村ともに大幅に減額算定となっております。そういった関係で、鳥取県の配分額及び市町村それぞれの配分額が大幅に減少になったことに伴い、今回、減額の補正とさせていただきます。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） これに対する影響等々うちゅうのは何も起こらないわけですね。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） これについては、そのほかの財源のほうで措置をしてみたいという具合に思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページの民生費の老人福祉費です。老人保護措置委託料ということで、106万7,000円が措置されていますけど、この委託先はどちらになりますか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 母来寮への委託料となっております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 委託先なんですけど、ちょっと聞き漏らしたのかな、ちょっとはっきり聞こえなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 母来寮の委託料、老人のほうの施設になります。養護老人ホームになります母来寮の委託料となっております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） ちょっと初めて聞く名前だったんですけど、それは良しとして、ここの委託される事業内容をもう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 老人の方で軽度の障害、虚弱であったり、住居等々で保護措置を必要とされる、老人保護法に基づいて措置を必要とされる方に対して、現在、母来寮で過ごしていただいているというふうなことになっておりますが、その委託料のほうは人数等で実績見込みに基づいて補正しております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 実績に基づいてということなんで、利用者がいらっしゃるといふ当然のことだと思うんですけど、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 8名でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 13ページの衛生費、母子衛生費の出産・子育て応援交付金が250万円措置、計上されております。これは、今回、妊娠、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援と一体的実施ということになっておりますけれども、まず、予定されている人数を教えてください。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 25名を予定しております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 一体的実施ということで、先ほど言いました内容のものと経済的支援が一緒になったということなんですけど、この辺の内訳的な金額って分かりますか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 経済的なものが幾ら、応援が幾らというふうなことではございません。一応、国のほうが考えておりますのは、妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円というふうなことで、ただ、その内容がお金のほう給付するというふうなことだけではなく、相談支援、伴走型の相談支援をきちんとそこに入れておくというふうなことで決まっている部分では、そういうふうなことで決まっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の12ページです。特別障害者等手当44万9,000円ですか、手当の対象者の人数、今とどういった手当をされているのか内訳を教えてくださいませんか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 当初、特別障害者手当6名組んでいたんですが、2名新たに申請があります。そういった関係で予算のほう計上させていただいています。手当としましては、特別障害者のほうが月に2万7,300円、これも年によって少し変化するというふうなことで、一律2万7,300円のとくと2万7,350円というふうなことで計算しておりますし、プラス、等の中には、障害児扶養手当というふうなものも入っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 要するに、2名の増額分ということによろしいですか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） はい。そうです。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊11ページです。概要の提案理由のほうに書いてありました事業費の組み替えをということですけども、12ページ、つまり工事請負費が減っている分、備品購入費のほうが増額になっている、これが組み替えの部分になるのかという確認と、備品購入であれば、どういったものがこの対象になっているのか、内訳をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ご質問のとおりでございますけども、内容につきましては、備品購入が防災の簡易ベッドを購入するということにしておりますので、これが電源立地の下期の交付金で確定しておりますので、これに伴う組み替えとなっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、谷口議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊11ページ、まちづくり推進費のIRUスポット保守の増加に伴う手数料の増額ということで、これ多分、光回線のことだと思うんですけど、550万円、その内訳を教えてください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これに伴いましては、宅内の新規設置ですとか撤去、変更などが手数料として発生してきます。さらには、この新規変更については、毎年件数が変わりますので、変動があるということをご理解いただきたいと思います。あとさらに、大きな事案が発生したときには、その年の大きな支出になります。例えば、火事による光回線の消失で、今年度そういった案件がありましたので、今回ちょっとここが突出して出てきているということになっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 14ページの地籍調査費です。県の補助金の確定に伴う財源の組み替えという説明でございました。内容をもう少し詳しく教えていた

だけですでしょうか。

○議長（谷口雅人） 原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 財源構成であります。事業費の確定は、令和4年度の配分額及び令和4年度補正予算等が確定しまして、その部分の収入、補助金も増額しております。内容につきましては、各項目の実績に伴いまして精査し、それに今後、令和4年度の補正対応、これから事業計画立ってきますので、それに合わせての組み替えを行っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊13ページです。収集運搬委託料というのがじん芥処理費の269万9,000円、これ運搬費の部分の調整ちゅうことですけど、私の認識からいくと、以前の運搬しているときよりも、河原のほうの新しい施設に変われば近くなっていると思う。なぜこの委託料が増えているのか増額理由をお願いします。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 今回の収集運搬委託料の増といいますのは、リンピアいなばのボイラー設備の不具合があったがために、現在、神谷清掃工場のほうに、こちらのほうに運搬しています。そのため距離が長くなったということで、委託料が増になっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 業者のミスによることで町がやはり負担をせないけんちゅうところが生じるわけですか。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） この本冊の9ページをご覧ください。このたびの委託料の増につきましては、損害弁償金ということで、企業側のほうから本町ほうに弁償してもらいますので、全額その金額を充当するようになっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 丁寧な説明をありがとうございます。一応、この弁償金

っちゅうところで、一応の負担はゼロ金ということでよろしいですね。ありがとうございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊15ページです。道路改良費です。道路新設改良費976万1,000円のところですが、委託料、工事請負箇所がもし以前聞いているかも分かりませんが、対象箇所をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 箇所につきましては、当初予算で説明させていただいたとおりで変更はございませんが、その中で増える箇所があったり、減る箇所があったりということでご理解いただきたいと思います。

ちなみに、路線としましては、委託料と工事請負費と両方絡みますけども、下向線、天木線、あと池本線、三田中田線、市瀬新道線、こういった路線が該当になります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の14ページです。地籍調査費の立木補償費が340万5,000円減額になっていますけど、この立木の補償をしなくてよくなった理由というのは、調査に入らなくなるとかそういった理由ですか。

○議長（谷口雅人） 原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 事業合計の中で、今年度事業の立木を伐採する箇所が減ったということで、今年度事業の中では伐採しなくなったということで減額させてもらいました。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） ちなみに箇所としたら、対象の。場所は数箇所に及ぶわけですか。

○議長（谷口雅人） 原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 箇所につきましては、中原地区と大呂地区を継続しておりましたけども、伐採本数等、箇所につきましても、10か所、合わせましたらありますので、個々によって金額が変わってきます。ただ工区としては、大呂地区と中原地区の伐採を2工区次年度に持っていくという計画にしております。

す。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
次に、債務負担行為及び地方債の質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
最後に、再度一般会計全般にわたって質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
日程第5、議案第95号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第4号）の補足説明を求めます。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、補正予算書23ページを
ご覧ください。

議案第95号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
でございます。

歳入歳出予算の総額を375万5,000円増額し、それぞれ3億1,995
万9,000円とするものでございます。

歳出につきまして、29ページをご覧ください。

電力料金の高騰を受け、光熱水費の増額を行っております。

歳入につきましては、28ページです。

歳出に合わせ、繰越金の増額を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。
質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第96号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書30ページをご覧ください。

議案第96号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額を514万3,000円増額し、それぞれ3億9,335万3,000円とするものでございます。

歳出につきましては、36ページをご覧ください。

電力料金の高騰を受け、光熱水費の増額を行っております。

歳入につきましては、35ページでございます。

歳出に合わせ、一般会計繰入金の増額を行っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第97号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書37ページをご覧ください。

議案第97号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,306万円を増額し、総額をそれぞれ9億9,719万6,000円とするものです。

歳出につきましては、45ページをご覧ください。

総務費では認定調査委託料、手数料、保険給付費では介護サービス等給付費、介護予防サービス等給付費、高額サービス費等実績見込みに伴う増額を計上しています。また、地域支援事業費では、介護予防生活支援サービス事業費の実績に伴う増額と国保中央会へ介護給付データ伝送に係るソフト購入費を、介護予防ケ

アマネジメント事業費と介護予防支援事業費でそれぞれ措置しています。

歳入につきましては、42ページをご覧ください。

主に、保険料、国庫支出金、支払基金等で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第98号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 1ページをご覧ください。

議案第98号 令和4年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益に1,222万円を増額し、18億2,239万3,000円とするものです。あと、病院事業費用に2,059万円を増額し、合計19億7,073万4,000円とするものです。

11ページをご覧ください。

収入として、県補助金を計上しておりますが、コロナ無料検査事業補助金と社会福祉施設等に係る検査支援事業補助金を充てております。

12ページ、13ページをご覧ください。

コロナ検査に係る材料費として、検査試薬代の増額と高騰しております電気代、燃料費の増額を計上しております。また、特別損失として、令和2年度医療施設等施設整備費補助金の額の確定に伴う返還金を計上しております。

また、コロナの影響で集合研修等ができなくなったことで、旅費を減額しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページのこれは特別損失ですね。令和2年度の鳥取県医療施設等整備費補助金の確定ということで返還ということになっておりますけども、これちょっと内容をもう少し詳しく教えてください。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 令和2年医療施設等整備の補助金としまして、これを活用しまして、マンモグラフィシステム2,400万円、全自動薬剤分包機580万円、内視鏡290万円、人工透析装置1,700万円余りの備品等を購入しましたが、このときの入札等の減額等に伴い概算交付されておりました補助金に余る状況となりましたので、その部分を返還することとなっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 補正金額のところ、他会計から1,222万円入っていると思うんですけども、これは県のほうの補助金ということですけども、歳入のほうの部分の県支出金の部分とかを見ると、ちょっと金額が見当たらないんですけど、どこで反映されて、数字としたら合っているのかなという、歳入のところの国庫とか県の支出金とかいろいろ見させてもらっているところで、県のほうからの支出っちゅうところの1,222万円という数字はちょっと見当たらないんです。どこの部分を示して見たら合うのかなっちゅうところを教えてくださいませんか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 県補助金としましては、1,222万2,000円ということで、収入としましては、他会計補助金ということでの一般会計なり、どこかからの支出が伴うのではないかとということでございますよね。直接の県からの補助金として支出される部分になりますので、県から直接病院会計が受けることになりますので、一般会計等で予算化される部分ではございません。

○議長（谷口雅人） 11番、河村議員。

○11番（河村仁志） では、この予算書の歳入のところの部分には一切記載されずに、県のほうから直接ダイレクトに病院会計のほうに1,222万2,000円っちゅうもんが入ってくるっちゅうとらえ方ですか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） はい。一般会計等を通ることなく直接支給される

ものとなります。

- 議長（谷口雅人） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第99号 智頭町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

- 総務課長（國岡厚志） 議案書1ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ、上段もご覧いただきたいと思います。

議案第99号 智頭町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

これにつきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、智頭町職員の定年延長等に関し、関係条例を整備するものでございます。

主な改正内容につきましては、定年年齢の引上げに関する規定の整備では、職員の定年年齢を令和5年度から令和13年度にかけて段階的に引上げ、65歳とするものでございます。なお、医師及び歯科医師については、70歳でございます。

また、管理監督勤務上限年齢制に関するに既定の整備では、管理監督職勤務上限年齢制の60歳に達した管理監督職について、翌年の4月1日までに非管理監督職に降任する規定を設けるものでございます。

また、60歳を超える職員の給与に関する規定の整備では、60歳に達した最初の4月1日以後の職員の給与の月額を7割とするための規定を設けるものなどであります。

詳細につきましては、議案書2ページから45ページをご覧ください。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

- 10番（大河原昭洋） 説明では、2年ごとに1歳ずつ定年年齢を引上げるといふことのようにですけど、中身をちょっと読ませていただくと、何かあんまり再

任用制度ですね、今行われている。と大きな違いがないように思うんですけど、ここは再任用制度とは大きく違うんだよというところがあれば、そこをちょっと説明をしていただければありがたいなと思うんですけど。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 再任用制度とは、一旦職員を退職をして、新たなに再任用となりますが、この場合は、定年の引上げとなりますので、智頭町職員として定年が段階的に引上げるというものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第100号 智頭町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、議案につきましては、46ページをご覧ください。議案説明資料概要は、3ページ上段でございます。

議案第100号 智頭町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

これは、智頭町公共下水道事業特別会計及び智頭町農業集落排水事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、智頭町下水道条例を設置に関する条例と管理に関する条例に分離し、智頭町下水道事業の設置等に関する条例を新たに制定するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらるるものであります。

概要につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法財務を適用することに伴い、所要の規定を整備するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第101号 智頭町簡易水道事業の設置等に関する条例の制

定についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、49ページをご覧ください。議案説明資料概要は、3ページ下段でございます。

議案第101号 智頭町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

これは、智頭町簡易水道事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例を設置に関する条例と管理に関する条例に分離し、智頭町簡易水道事業の設置等に関する条例を新たに制定するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法財務を適用することに伴い、所要の規定を整備するのであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第102号 智頭町農業集落排水施設整備基金条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、52ページをご覧ください。議案説明資料概要は、4ページ上段でございます。

議案第102号 智頭町農業集落排水施設整備基金条例の一部改正についてであります。

これは、智頭町農業集落排水事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法財務を適用することに伴う基金の規定を改正するのであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第103号 智頭町下水道施設整備基金条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、54ページをご覧ください。議案説明資料概要は、4ページ下段でございます。

議案第103号 智頭町下水道施設整備基金条例の一部改正についてであります。

これは、智頭町公共下水道事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、公共下水道事業に地方公営企業法財務を適用することに伴う基金の規定を改正するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第104号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、56ページをご覧ください。議案説明資料概要は、5ページ上段でございます。

議案第104号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、智頭町農業集落排水事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を、設置に関する条例と管理に関する条例に分離し、智頭町農業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めるもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、農業集落排水事業に地方公営企業法の財務を適用することに伴い、所要な規定を改正するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第105号 智頭町下水道条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、59ページをご覧ください。議案説明資料概要は、5ページ下段でございます。

議案第105号 智頭町下水道条例の一部改正についてであります。

これは、智頭町公共下水道事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、智頭町下水道条例のうち、設置に関する条例と管理に関する条例に分離したことに伴い、設置に係る条文を削除するので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、公共下水道事業に地方公営企業法財務を適用することに伴い、所要な規定を改正するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第106号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、61ページをご覧ください。議案説明資料概要は、6ページ上段でございます。

議案第106号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、智頭町簡易水道事業特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例を、設置に関する条例と管理に関する条例に分離し、智頭町簡易水道施設の管理に関する条例に改めるもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、簡易水道事業に地方公営企業法財務を適用することに伴い、所要な規定を改正するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第107号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、64ページをご覧ください。議案説明資料概要は、6ページ下段でございます。

議案第107号 智頭町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、智頭町公共下水道事業、智頭町農業集落排水事業及び智頭町簡易水道事業会計の地方公営企業法財務適用に合わせて、当該条例の規定について、よりよい解釈できるように改めるもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、管理者規定の解釈を容易とするため表記を変更するもの

であります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第108号 智頭町農業集落排水事業特別会計条例の廃止についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、66ページをご覧ください。議案説明資料概要は、7ページ上段でございます。

議案第108号 智頭町農業集落排水事業特別会計条例の廃止についてであります。

これは、智頭町農業集落排水事業特別会計から公営企業会計へ移行するため、新たな条例等を整備することに伴い、旧関係条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、智頭町農業集落排水事業特別会計条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第109号 智頭町簡易水道事業特別会計条例の廃止についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、68ページをご覧ください。議案説明資料概要は、7ページ下段でございます。

議案第109号 智頭町簡易水道事業特別会計条例の廃止についてであります。

これは、智頭町簡易水道事業特別会計から公営企業会計へ移行するため、新たな条例等を整備することに伴い、旧関係条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、智頭町簡易水道事業特別会計条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第110号 智頭町公共下水道事業特別会計条例の廃止についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案につきましては、70ページをご覧ください。議案説明資料概要は、8ページでございます。

議案第110号 智頭町公共下水道事業特別会計条例の廃止についてであります。

これは、智頭町公共下水道事業特別会計から公営企業会計へ移行するため、新たな条例等を整備することに伴い、旧関係条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、智頭町公共下水道事業特別会計条例を廃止するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第111号 工事請負契約の締結についての一部変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書72ページになります。

議案第111号 工事請負契約の締結についての一部変更についてでございます。

これは、旧那岐小学校改修工事請負契約金額5,852万円を7,823万900円に変更することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、身障者アクセスを配慮したスロープの設置と、あとは安全性確保のための照明を追加したもの、あとは既設貯水槽の老朽化に伴う取替え、あとは既設屋根の劣化に伴う雨漏り防止等の対策工事となります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 今回、約1,400万円ぐらい増額であるということでございます。内容につきましては、さっき説明していただいたんですけども、今回の補正に約1,400万円の計上がないということは、いわゆる3月の当初予算の範囲内に収まるという認識でよろしいですか。そのあたりどうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのとおりでございます。現予算で収まるということになります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 1,400万円ってかなり高額になりますし、その身障者のアプローチ等々につきましては、これ必要なものだという認識で私もおります。しかしながら、雨漏り工事がこれも約400万円近くかかるということで、その内容も含めて、内訳等をまた委員会等で提出していただくということをお願いしたいんですけど、そのあたりについていかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 内容については、総務常任委員会等でも提出できるよう準備していきたいと思っております。

○議長（谷口雅人）　　ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

お諮りします。

各委員会審査等のため、12月8日から12月13日までの6日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

よって、12月8日から12月13日までの6日間を休会としたいと思います。

12月7日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は各委員会等を開き、審査等をお願いします。

来る12月14日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会　午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年12月6日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子

智頭町議会議員 安 道 泰 治